

本書面の内容をよくご理解の上、お手元に大切に保管してください。
この書面は「特定商取引に関する法律」第37条第1項により交付が義務づけられている書面です。

概要書面

紹介者記入欄			
紹介者名			
住 所			
電話番号			
紹介日			
※紹介者が上記記入項目を漏れなく記入していることをご確認ください。			
会社概要			
■会社名	エフエフ株式会社		
■代表者	代表取締役 中村 かなえ		
■所在地	〒231-0824 神奈川県横浜市中区本牧三之谷 3 5－6 TEL：045-264-6515		
提供サービス種別及び金額			
チョイノリ	7,800円 (税込8,580円)	AF会員	5,000円 (税込5,500円)
ヨクノリ	9,800円 (税込10,780円)	BF会員	10,000円 (税込11,000円)
クルマ未提供地域	配置まで免除	入会金	19,800円 (税込21,780円)
※金額は全て税別となります。 ※ビジネス会員は、チョイノリかヨクノリのプランのどちらかを選択し、AF会員かBF会員のどちらかを選択します。			
※カオナのサービス内容についての詳細は「規約」をご参照ください。			
ビジネス会員登録と契約			
1) 会員の登録			
① カオナをビジネスで参加される方をビジネス会員と呼び、AF会員とBF会員があります。 ② エフエフ株式会社（以下弊社とする）のビジネス会員登録は、弊社との合意に基づく契約で行われるものです。 ③ ビジネス会員はそれぞれ独立した事業主であり、弊社及び関連企業の従業員ではありません。			
2) 登録資格			
① 個人・21歳以上（学生を除く）であること。本人確認のため身分を証明できる書類（運転免許証）等の提出が必要です。 ② 法人・登録者が法人の代表者であること。代表者事項証明書等で代表者であることを確認できる書類が必要です。 ③ 国籍・日本国内に居住が認められ、居住が一定しており就業している者。ただし外国人登録証の提示が必要な場合があります。 ④ 反社会的勢力ではないこと。			
ビジネス会員の特定負担			
① チョイノリでAF会員の場合			
入会金19,800円、チョイノリ7,800円、AF会員5,000円 合計32,600円、消費税3,260円、初回総額35,860円、毎月総額14,080円			
① ヨクノリでAF会員の場合			
入会金19,800円、チョイノリ9,800円、AF会員5,000円 合計34,600円、消費税3,460円、初回総額38,060円、毎月総額16,280円			
① チョイノリでBF会員の場合			
入会金19,800円、チョイノリ7,800円、AF会員10,000円 合計37,600円、消費税3,760円、初回総額41,360円、毎月総額19,580円			
① ヨクノリでBF会員の場合			
入会金19,800円、ヨクノリ9,800円、BF会員10,000円 合計39,600円、消費税3,960円、初回総額43,560円、毎月総額21,780円			
※クルマの設置のない都道府県の登録者はカオナ月会費が免除されます。 ※入会月にご負担頂く入会金以外の会費は翌月分の会費として充当されます			
3) ビジネス会員月会費の支払い方法			
クレジットカード、デビットカードにて毎月登録日と同じ日に翌月分のビジネス会員月会費を決済します。			

4) 登録変更の手続き
■以下の変更には事務手数料9,800円（税込10,780）がかかります。 ① チョイノリからヨクノリへのプラン変更とその逆。 ② AF会員からBF会員へのプラン変更とその逆。 ③ バイナリーマップのポジション変更。ただし変更しようとしているポジションに既にダウンラインの会員がいる場合は変更できません。 ④ ビジネス会員から一般会員への変更とその逆。
報酬（特定利益）
ビジネス会員（以下マスターという）は特定利益として下記のマーケティングプランにより特定利益（以下ボーナスという）を受け取ることができます。ボーナスは次の通りです。
AF会員のボーナスの種類
④4人 ②ユーザー ③順番レベル ④レベルマッチ
BF会員のボーナスの種類
①4人 ②ユーザー ③順番レベル ⑤スポンサー ⑥サイクル ⑦プレジデント ⑧メガマッチ ⑨ティーチャー ⑩クルマ利用時1時間無料
ボーナス取得条件
① ボーナスを受け取るためには、集計期間内にビジネス会員月会費の支払いがあること。 ② 集計期間内に月会費の支払いがある会員をアクティブ（以下AT）と表記します。 ③ 未払いの月会費がある場合は、過去の未払い分を含めて集計期間までの月会費の支払いが完了していることでATとなります。 ④ 下記の各ボーナスプランの受取条件を満たしていること。 ⑤ ボーナスはポイント表記とし（以下PTと表記する）集計ポイントは1ポイント=1円にてボーナスとして支払われます。 ⑥ マスターの傘下グループ総ポイントをPGVと表記します。 ⑦ バイナリー組織の構築ルールは、ビジネス会員登録時に紹介者の左右のグループを指定することができます。指定が無かった場合は紹介者の左右のグループで少ないグループの退会者を除く最末端に登録となります。左右グループの数が同数だった場合は、左側優先で登録となります。左右の指定がある場合は、指定された左右の最末端に登録となります。また既に左右グループに配置された方を指定する場合は、その指定された方の左右グループに指定通りに配置されます。
ボーナスポイントの種類と内容
1) 4人ボーナス（AF会員、BF会員）
■実紹介組織より集計いたします。 マスターは直接紹介したアクティブな一般ユーザー又はビジネス会員が4人以上いれば、選択しているチョイノリ又はヨクノリのユーザー月会費が無料になります。
2) レベルマッチボーナス（AF会員）
■バイナリー組織より集計いたします。 ① マスターは、直接のビジネス会員登録の紹介者を左側グループと右側グループにバイナリー組織の配置を振り分けます。 ② マスターから見てバイナリー組織右左の同レベルにビジネス会員（AT）がベアリングすると4,000PTの報酬が受け取れます。 ③ マスターから見てバイナリー組織の左右同レベルにビジネス会員（AT）がベアリングする度に4,000PTが増えていきます。 ④ マスターがレベルマッチボーナスを受け取るためには、左右のグループにそれぞれに直接紹介のビジネス会員(AT)が最低1人以上配置されていることが条件となります。 ⑤ レベルマッチボーナスは200,000PTが上限として支払われます。 ⑥ レベルマッチボーナスはビジネス会員の紹介が対象となります。 ⑦ レベルマッチボーナスは紹介月も対象となります。
3) ユーザーボーナス（AF会員、BF会員）
■実紹介組織より集計いたします。 ① マスターの直接紹介した一般ユーザー会員の月会費の10%がユーザーボーナスとして支払われます。 ② マスターの直接紹介した一般ユーザー会員が紹介した一般ユーザー会員からは新規登録時に3,000PTと毎月の会費から980PTが支払われます。（クーポン使用での登録の場合は2,000PTとなります）
4) 順番レベルボーナス（AF会員、BF会員）
■登録順のオートバイナリー組織より集計いたします。 ① すべて会員は登録順にオートバイナリー組織に配置されます。ビジネス会員は、自分の配置ポジションから見て各レベルが達成すると順番レベルボーナスを毎月受け取れます。 ② 受け取れる報酬は達成レベルで変わります。1レベル・500PT 2レベル1,000PT 3レベル・2,000PT 4レベル・3,000PT 5レベル・5,000PT 6レベル・8,000PT 7レベル・12,000PT 8レベル17,000PT 9レベル・23,000PT 10レベル30,000PT 11レベル・38,000PT 12レベル47,000PT 13レベル57,000PT 14レベル・68,000PT 15レベル80,000PT 16レベル・106,000PT 17レベル・106,000PT+500PT 18レベル1・06,000PT+1,000PT

5) スポンサーボーナス（BF会員）
■実紹介組織より集計いたします。 ①新規登録の直接紹介に対して1名の紹介毎に8,000PTの報酬が支払われます。（クーポン使用での一般ユーザー会員の登録は7,000PTとなります） ②ビジネス会員登録・カオナ会員登録のどちらの紹介もスポンサーボーナスの対象となります。 ③スポンサーボーナスは紹介月の1度限りです。 ④直接の紹介は何人でも出すことができます。
6) サイクルボーナス（BF会員）
■バイナリ組織より集計いたします。 ①マスターは、直接のビジネス会員登録の紹介者を左側グループと右側グループにバイナリ組織の配置を振り分けます。 ②マスターから見てバイナリ組織左右のグループでビジネス月会費総額の少ないグループの30%が報酬として支払われます。 ③サイクルボーナスは、300,000PTを上限として支払われます。 ④レベルマッチボーナスはビジネス会員の紹介が対象となります。
7) プレジデントボーナス（BF会員）
■バイナリ組織より集計いたします。 ①マスターはビジネス会員の直接紹介が3人になった場合、ブロンズというタイトルになります。ブロンズは自分のサイクルボーナスの10%がプレジデントボーナスとして受け取れます。 ②マスターはビジネス会員の直接紹介が4人になった場合、シルバーというタイトルになります。シルバーはサイクルボーナスの制限が330,000PTから660,000PTまでになります。 ③マスターはビジネス会員の直接紹介が6人になった場合、ゴールドというタイトルになります。ゴールドはサイクルボーナスの制限が660,000PTから990,000PTまでになります。 ④マスターはビジネス会員の直接紹介が9人になった場合、プラチナというタイトルになります。プラチナは自分のサイクルボーナスがさらに10%アップします。 ⑤マスターはビジネス会員の直接紹介が12人になった場合、ブラックというタイトルになります。ブラックはサイクルボーナスの制限が1,080,000PTから1,800,000PTまでになります。 ⑥上位タイトル者は下位のタイトルの条件を含みます。
8) メガマッチボーナス（BF会員）
■実紹介組織より集計いたします。 ①マスターの直接紹介したビジネス会員が得たサイクルボーナスの20%がメガマッチボーナスとして受け取れます。 ②マスターの直接紹介したビジネス会員、即ち2世代目が得たサイクルボーナスの10%をマスターは受け取れます。 ③マスターの直接紹介したビジネス会員が紹介したビジネス会員、即ち3世代目が得たサイクルボーナスの10%をマスターは受け取れます。 ④メガマッチボーナスの対象はサイクルボーナスからの集計となります。プレジデントボーナスにより増えた部分は対象にはなりません。
9) ティーチャーボーナス（BF会員）
■バイナリ組織よりティーチャー条件を満たしているか判定されます。 ①マスターの左右それぞれのグループにサイクルボーナス発生者が1名以上存在し、尚且つ本部が承認するとティーチャーになることができます。 ②ティーチャーは依頼を受けて説明した方がビジネス会員に登録すると3,000PTのティーチャーボーナスが受け取れます。 ③ティーチャーと紹介者が同一の場合は、ティーチャーボーナスを受け取るできません。 ④依頼によりティーチャーは2人まで担当できますが、その場合の報酬は2分の1となります。
10) クルマ利用時1時間無料（BF会員）
■BF会員は以下の条件を満たすとクルマ利用ごとに1時間無料になります。 ① 有料時間が1時間以上ある。 ② 安心オプションを付帯している。 ③ カオナ月会費が免除されていないBF会員である。
ポイントの集計期間とお支払方法
① 毎月1日から月末を集計期間として月末に締めて翌月21日の支払いとします。支払日が金融機関非営業日の場合は翌営業日となります。 ② 4,000円を下回る場合は、翌月に合算されます。 ③ 振込事務手数料は一律800円と源泉税を差引かせていただきます。 ④ ボーナスは本部総売り上げの65%を上限として支払われます。 ⑤ スポンサーボーナス、レベルマッチボーナスは紹介月のボーナスとして計算されます。その他のボーナスは翌月のボーナスとして計算されます。
特定商取引法における遵守及び禁止事項
＜特定商取引に定められた禁止行為＞ 会員であるあなたがこのビジネスを行う場合、下記に記載されたことを行いますと「訪問販売法等に関する法律」により、罰せられることがあります。この商品（サービス）やビジネスをご紹介する際には下記の注意事項をふまえて相手の方に説明をしてください。
個人情報の取り扱いに関して
個人情報保護の重要性を鑑み、弊社は個人情報の保護に努め、弊社と業務委託契約会社だけが取り扱い、会員への連絡、通知等の運営業務に必要な範囲でのみ利用します。会員のプライバシー保護を重視し、その管理と保護をおこない、継続的に改善・向上に努めます。ただし裁判所、警察署またはこれに準ずる権限を有する機関から書面での照会があった場合は個人情報を提出する場合があります。

禁止事項

①

あなたが販売する商品（サービス）についてその種類や性能、品質について説明をしなかったり、事実と異なることを言うこと。

②

このビジネスを始めるに当たって条件とされる特定負担（登録に必要な金額）や特定利益(各種ボーナスポイント)の種類及び内容に関して説明をしなかったり、事実と異なることを言うこと。

③

一部の成功者の例を用いて、あなたかもビジネス会員が成功するような誘い方や、儲かるといった誘い方をする。または、入会してからすぐお金が儲かると言ってお客様の入会を煽るようなこと。

④

契約の解除（クーリング・オフ）について説明をしなかったり、事実と異なることを言うこと。

⑤

申し込みを締結させるため、または、申し込みの解除を妨げるために事実と異なることを告げたり、相手を威迫して困惑させること。

⑥

上記1～5までの他に、このビジネスについて相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事柄に関して説明をしなかったり、事実と異なることを言うこと。

その他・会員資格の解約及び取り消し

①

クーリングオフが生じた場合のボーナス支払いについて。ボーナス支払い後にクーリングオフが発生した場合、その商品(サービス)に関する支払済みボーナスは次回ボーナスで清算させていただきます。また、ボーナス支払い明細書にマイナスが生じた場合は当社指定口座までマイナス分を振込みいただきます。

②

下記の会員資格不適格者に該当する場合は、当社の判断により会員資格を取り消させていただきます。
ア) 刑法、消費者契約法、薬事法、特定商取引法等に違反し、反社会的行為のあった者。
イ) 健全なビジネスを営む上で当社が不適当と認めた者。当社の取扱商品に類似する商品を卸売・組織販売等の手段によって販売または、その販売組織に参加し活動を行う者。
ウ) その他、当社の販売活動に著しく支障を与えた者。

③

社会情勢や諸般の事情により催告無しでプログラムを変更する場合があります。

④

契約書面に定めのない事項に関して問題が生じた場合には、信義誠実の原則に従い協議して、円滑に解決を図るものとします。協議によっても解決しない場合は、エフエフ株式会社の所地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とします。

脱会・契約解除について

①

あなたはいつでも当会から退会することができます。ビジネス会員資格を解約される場合は「ビジネス会員退会届け」に必要事項をご記入の上、弊社事務局までご郵送ください。「ビジネス会員退会届け」は会員専用サイトからダウンロードできます。郵送された消印で受理されます。

②

月会費は解約に伴う日割計算は致しません。

③

会費を3ヶ月滞納すると強制退会になります。

④

再入会はいつでもできますが、同じ傘下組織の最末端に配置されます。

⑤

紹介者や組織変更が伴う場合は、退会後6ヶ月は再入会できません。

名義変更・会員資格の継承について

名義変更や登録会員の死亡などによる会員資格の継承は、1親等の親族に限って名義変更や会員資格の継承を認めることとする。

クーリングオフについて

契約締結後の契約書受領後20日間以内であれば、クーリングオフ制度に基づきビジネス会員契約を解約することができます。その場合、違約金及びその他の費用は一切請求いたしません。
ビジネス会員登録時にお支払いいただいた金額は、クーリングオフのハガキが弊社に到着後5営業日以内に全額をご登録口座に振込にて返金いたします。
下記の記入例にしたがって、郵便ハガキに必要な事項の全てをご記入して郵送してください。
消印日よりクーリングオフの効力が生じます。

63円切手

〒231-0824
神奈川県横浜市中区
本牧三之谷35-6

エフエフ株式会社

下記日時で申し込みは
撤回し契約を解除します。

記

契約解除日

会員氏名

住所

電話番号

紹介者名

クーリングオフを妨げる為の不実の告知による誤認や威迫困惑行為によってクーリングオフを行わなかった場合は、改めて弊社からクーリングオフのできる旨を記載した書面を受け取ってから20日間を経過するまではクーリングオフをする事ができます。

会社概要

■会社名

エフエフ株式会社

■代表者

代表取締役 中村 かなえ

■所在地

〒231-0824 神奈川県横浜市中区本牧三之谷35-6
TEL：045-264-6515